

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定フォローアップセミナー Q&A（2026年1月実施）

インドネシア税関への質問とインドネシア税関の回答

（2026年3月12日時点）

【留意事項】

- ・インドネシア税関の回答を日本関税協会の責任において和訳したものです。
- ・類似の質問はまとめたうえ、現時点での回答を掲載しております。
- ・当該回答は法的効力をもつものではなく、また事前教示に代わるものではありません。

No.	質問内容	日本語訳
1	インドネシア税関の事後確認事例を共有頂きたいです。どのような観点で調査していますか。	<p>インドネシア税関では、原産地基準、積送基準及び手続的規定を含む原産地規則の遵守状況を厳格に審査します。税関が物品の原産地を確認する際に特に重点的に確認する項目は以下の通りです：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原産地証明書（RCEP様式）の有効性と真正性 2. 輸入申告書と添付書類（原産地証明書を含む）の整合性 3. 税率差ルールの適用要件の充足状況 4. RCEP協定に基づく輸入関税率適用手続きに関する財務省規則第209号/PMK.04/2022の第17条で規定されるその他の要件 <p>加えて、輸入時にPOO（原産地証明）を提出する義務については、輸入者が遵守する必要があり、提出期限及び受理可能なPOOの形式については、原産地証明書および／または原産地申告書の提出手続きに関する財務省規則第35号/2023によって定められています。</p> <p>RCEP制度の効果的な活用を図るため、インドネシア税関では審査プロセスを効率化し、特惠関税措置が適格な商品にのみ適用されるよう、リスク管理ツールを導入しています。</p>
2	輸入品の特定原産地証明書について、CTC条件等に疑義があった場合に事後確認をおこなうものと理解しています。現実的には、事後確認で否認されるケースはどれくらいの割合であるのでしょうか？またどういった事例があるのか具体例をご教示いただきたい。	<p>RCEP協定における事後確認の割合と否認される割合は、極めて低い水準に留まっています。</p> <p>なお、インドネシアでのFTA活用最大化のため、インドネシア税関では定期的に、関税優遇措置に関する説明プログラムやセミナー等を税関職員及び関係者向けに実施しています。さらに、FTA関連のあらゆるご質問に対応する相談サービスも提供しています。</p>
3	“証明書の電子化の今後のスケジュールが知りたい。日インドネシアEPAの原産地証明書に関し、令和6年2月5日にインドネシア側から紙の原産地証明書の発給を廃止したと理解しています。日タイEPAでも類似の動きがあると理解しています。単なる紙のPDF化も含め、RCEPを利用した場合の今後の電子化の予定について教えていただきたい。	<p>現在、インドネシアでは原産地証明書及び原産品申告書を以下のように受け付けています。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 原本のハードコピーと、紙媒体の原本をカラスキャンした電子データ b. 発行当局のウェブサイトを通じて発行されたCOの場合、ダウンロード版のCO <p>これは財務省規則第35号/2023号の要件に準拠しています。</p> <p>現時点で、インドネシアはASEAN物品貿易協定（ATIGA）、ASEAN韓国自由貿易協定（AKFTA）、ASEAN中国自由貿易協定（ACFTA）、日インドネシアEPA及びインドネシア韓国EPA（IKCEPA）の各枠組みで、電子形式のCOを導入しています。インドネシアは、電子COの提出を円滑化するため、原産地データ要素の交換に関する協力に関心のあるパートナー企業を歓迎しています。</p>
4	日本またはインドネシアから輸出申告する際のHSコードと日本またはインドネシアで発給される原産地証明書のHSコードは同じでなければなりませんでしょうか。	<p>インドネシアでの輸入手続で、インドネシア税関は輸入申告書と原産地証明書を含む関連書類を審査します。原産地証明書と輸入申告書に記載されたHSコードは、原則として同一である必要があります。ただし、税関職員は書類の審査又は貨物の検査結果に基づき、輸入者が申告したHS番号とは異なる分類を決定する場合があります。この場合、原産地証明書に記載された原産地基準は、税関職員が決定するHS番号のPSR（品目別規則）に適合している必要があります。</p>
5	EPA利用拡大の為に、負担が増える通関業者への支援が必要であると個人的に思います。EPAの利用拡大に向けて、どのような通関業者を支援する施策が実施されている	<p>インドネシアにおけるFTAの効果的な活用を確保し、特惠関税適用に係る情報への一般市民及び全ての関係者の利便性向上のため、インドネシア税関は以下の情報提供チャネルを設置しています。</p>

No.	質問内容	日本語訳
	<p>のかご教示いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● FTA公式サイト：FTA協定、原産地規則、原産地証明の事前教示、特惠関税適用申請、FTAでの輸入に関連するに全ての関連情報を掲載したホームページ (https://ftadjbc.info/) ● 相談サービス：FTAに関するご質問、特に特惠関税適用申請に関する問い合わせは、konsultasi@ftadjbc.infoで受け付けている。相談サービスは、通関業者を含む全ての関係者及び税関職員を対象としています。 ● 定期的なFTAセミナー：インドネシア税関では、税関職員および関係者を対象に、定期的に特惠関税適用申請に関する周知活動およびワークショップを実施しています。
6	<p>製品の一次材料のうちの1つを自社で製造していますが、製品と一次材料のHSコードが同じなので、品目別規則のうち関税分類変更基準を満たしません。この一次材料を構成する材料（二次材料）は多種に渡るため、全ての二次材料の原産性を証明することは難しく、材料をある程度のまとまりとして捉えることも難しい場合、どのように原産性を証明すれば良いのでしょうか。</p>	<p>原材料と最終製品が同じHSコードに該当する場合は原産地証明の一般的な方法の関税分類変更基準（CTC）を満たしません。RCEPでは製品の性質ではなく、製造場所と製造方法に着目する必要があります。</p> <p>この場合のRCEP協定の対処に関する具体的戦略は以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 付加価値基準（RVC）の活用 <ul style="list-style-type: none"> HSコードに変更がない場合、主な方法に域内付加価値基準（RVC）を満たすことがあります。これは通常、RCEP協定附属書3Aの製品別規則（PSR）で規定されている40%以上の基準を満たすことを意味します。 2. 「デミニミス」ルールの適用 <ul style="list-style-type: none"> 非原産材料（域外調達原材料）の価額が小さい場合、当該非原産材料を無視できる可能性があります。 3. RCEP協定に原産材料のみから生産される物品（PE） <ul style="list-style-type: none"> RCEP協定では累積が認められており、RCEP加盟国一か国（例：中国）以上で調達された原材料が、別の加盟国（例：ベトナム）で最終製品の製造に使用された場合、その原材料は最終製品の原産地とみなされます。この場合、生産工程で軽微な工程及び加工しか行われていない場合でも、当該原材料は非原産材料として扱われません。なお、最終製品が税率差ルール対象のHSコードに分類される場合、協定で規定する軽微な工程及び加工を超える生産工程を経なければ、当該加盟国の特惠関税の適用対象とはなりません。 4. 加工工程基準の確認 <ul style="list-style-type: none"> 附属書3Aに記載のある品目別規則（PSR）で、貴社製品に該当する6桁のHSコードを確認してください。一部の製品には加工工程基準が適用されており、特定の加工工程が付されれば、関税分類の変更を必要とせず特惠関税の適用対象となる場合があります。 これらの規則が貴社製品のインドネシアへの輸入時にどのように適用されるかをさらに説明すると、インドネシア税関は輸入時の受理当局として、また貿易省は輸出時の発給当局としてそれぞれの役割を果たします。 到着時、インドネシア税関はFTAを利用する全ての輸入貨物について、提出された原産地証明（POO）の内容を精査し確認を行います。 製品の原産地がRCEP協定の規定に基づき日本発行当局（CO）によって認定されているか、または貴社（DO）により申告されている限り、インドネシア税関は特惠関税を適用します。ただし、POOが税関の審査時点で有効かつ協定の要件を充足することが条件です。
7	<p>インドネシアにおける電子的送信への関税課税の概要と現状、今後の方向性について教えて欲しい。</p> <p>ジェトロ記事 (https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/03/f29ecaff75028769.html) によれば、『インドネシアでは財務大臣規則190/PMK.04/2022の発効に伴い、デジタル製品など無形財に対する輸入申告が規定され、続く関税総局長規則PER 02/BC/2023により、関税率は</p>	<p>インドネシアはHS条約加盟国であり、第99類のHSコード及び品目を設定する権利を有しています。当該区分は、国家の利益に基づき特別に留保及び決定されます。</p> <p>そのため、インドネシア政府は2018年財務大臣規則第17号を発出し、輸入品に係る分類体系及び関税賦課の規定を定めました。さらに、当該規則は2022年財務大臣規則第26号により改正されています。</p> <p>当該規則では、デジタル製品のHSコードが規定されています。これに基づき、インドネシア関税率表でも99類（99.01項）にデジタル製品専用の関税品目が設けられています。99.01項は、ソフトウェア運用</p>

No.	質問内容	日本語訳
	<p>0%としつつも、HSコード9901項を利用して輸入申告するなどの具体的な手順が規定されている』とのこと。この法令上の概要（納税義務者、手続、事後調査の対象か否かなど）、実態・現状、今後の方向性について説明して欲しい。また、可能であれば、電子的送信の内国税（消費税等）の課税状況も教えていただけますでしょうか。</p>	<p>用プログラム (9901.10.00)、システムアプリケーションソフトウェア (9901.20.00)、マルチメディアコンテンツ (9901.30.00)、補助データまたはドライバソフトウェア (9901.40.00)、その他のソフトウェア及びデジタル製品 (9901.90.00) の5つから構成されます。現在、99類に属する全ての品目に適用される関税率は0%です。</p> <p>重要な点として、99.01項はソフトウェア及びその他電子的に送信されるデジタル製品にのみ適用され、現に輸入されたもしくは今後輸入される機械及び物体には適用されない点を注記します。例えば、ディスクのCD形式で輸入されるソフトウェアは、99.01項ではなく85.23項に分類されます。</p> <p>納税義務者 現行の国内規制に基づき、輸入申告をしなければならない輸入者は事業者と定義されています。</p> <p>遵守すべき手続 財務大臣規則2022年第190号により、電子的に送信されるデジタル物品の輸入手続は、次の通り簡潔に説明できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 有形財の輸入申告と同様の形式で簡易輸入申告（PIB）が適用され、記載項目が削減されます。輸入者は、船積情報、B/L番号、保管場所等の複数のデータ項目を記入する必要はありません。 PIBは、当該事業者の所在地又は登記地を管轄する最寄りの税関に提出する必要があり、当該デジタル物品の支払い若しくは取引完了後30日以内に申告しなければなりません。 輸入通関マニフェストの提出、輸入貨物の保税地域及び一時蔵置場所での荷卸し及び保管、現物検査、及び申告手続といったものが免除されます。 <p>輸入者が事後調査の対象となるか否か 輸入者（事業者）は事後調査の対象となります。 インドネシア関税法第17/2006条第86項では、関税・物品税当局が「個人」（同法第49条で定義される、輸入者・輸出者・一時保管事業者、保税地域運営者、通関業者、または関税法の適用を受ける運送事業者）に対して関税監査を実施する権限を有することが規定されています。</p> <p>内国税（付加価値税等）の課税状況 税務総局は、電子データ伝送によるデジタル商品の輸入に係る付加価値税（VAT）、事業者への所得税等の内国税の賦課に係る権限を有しています。さらに、インドネシア政府は、電子システムを通じて関税区域外から関税区域内へ輸入される無形課税対象物品および課税サービスの付加価値税徴収・納付・送金・報告手続に係る財務大臣規則2022年第60号を公布しています。適用されるVAT税率は12%です。なお、輸入者は所得税の課税対象にもなります。</p>
8	<p>昨今、日本の輸出者がRCEP含むEPAを使って戦略的に輸出が出来ていないことが指摘されております。その中で、現地で税番の見解相違が起り、EPA税率が適用できなかった際のリスクを気にされる輸出者もいます。</p> <p>その中での質問ですが、インドネシアでは、税番が確定できる日本の「事前教示制度」のようなものはあるのでしょうか？またその場合、日本の輸出者が安心してRCEPを使用していく為には、現地輸入者とどういった手続きを取っていくことが適切でしょうか？</p>	<p>インドネシアでは、輸入国におけるHS品目分類に関する解釈の相違に係る問題への対処のため、事前教示制度を整備しています。当該制度は以下の規則で導入されています：</p> <ol style="list-style-type: none"> 財務大臣規則第134号/PMK.04/2018（関税評価に係る助言） 財務大臣規則第194号/PMK.04/2016（品目分類に係る事前教示） 財務大臣規則第7号/PMK.04/2022（原産地に係る事前教示） <p>これらは税関への申告に先立ち、品目分類、関税評価、原産地に係る事前教示を行う法的根拠となる規則です。</p> <p>財務大臣規則第7号/PMK.04/2022の第3条第2項及び第3項に基づき、事前教示の申請は、インドネシア国内の事業識別番号（Nomor Induk Berusaha - NIB）がある事業者が行うことができます。実務上、事前教示申請はインドネシアの事業者による申請資格があります。日本を含む外国の輸出者は直接の申請はできません。</p>

No.	質問内容	日本語訳
		<p>んが、詳細な技術資料、物品の仕様、組成情報及び取引情報をインドネシア国内の取引先に提供することで、申請を支援することは可能です。</p> <p>事前教示が発出されると、輸入貨物及び取引条件が、事前申請の記載と一致している限りにおいて、申請者とインドネシア税関の双方に拘束力のある基準を提供します。この仕組みにより、輸入時の再分類リスクが大幅に低減され、RCEPを含むEPAの特恵関税の一貫した適用が促進されます。</p> <p>したがって、RCEPをより安心して活用するため、日本の輸出企業には以下を推奨します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • インドネシアの輸入者と緊密に連携すること • 商業書類及び原産地証明書で、HSコード（少なくとも6桁レベル）を統一すること • 出荷前に輸入者が事前教示申請を準備できるよう支援すること • 事前教示で確認されたHSコードと原産地証明書の記載内容を整合させること
9	<p>PEの解釈が国によって異なる場合があるように見受けられます。日本とインドネシア間の取引で、輸入申告時において原産地証明にかかる証明簡素化（日EU経済連携協定のような）導入に係る議論は行われているのでしょうか？</p>	<p>完全生産品（WO）に分類される物品に対する具体的な要件は、RCEP協定第3章3条3項（原産地規則）に規定されています。</p> <p>「原産材料のみから生産される物品（PE）」に分類される製品は、当該物品が1か国以上のRCEP加盟国から供給される原産材料のみを使用して製造されていることを意味します。</p> <p>この基準によれば、生産工程が軽微な工程及び加工であっても当該製品は原産品と認められます。ただし、最終製品が税率差ルールの対象となる場合には、生産工程が、軽微な工程及び加工を超えるものであることが協定で規定されており、最終生産が行われた国を原産地と見なすためにはこの点を満たす必要があります。</p> <p>認証に関しては、RCEPでは「原産地証明書（CO）」と「原産品申告書（DO）」の2種類の原産地証明（POO）が使用されています。RCEP協定では、認定輸出者、輸出者及び輸入者による原産品申告書の発行が認められているが、インドネシア政府は現在、RCEP様式の原産地証明書及び認定輸出者が発行する原産品申告書を認めています。なお、インドネシア政府は提出手続きにおいて柔軟性を認めており、「原産地証明書および／または原産地宣言書の提出手続きに関する財務大臣規則2023年第35号」で規定されている各種原産地証明様式の提出を許可しています。</p>
10	<p>EPA利用に関して、災害等による特別措置があれば、ご教示ください。</p>	<p>自然災害及びその他緊急事態を含む不可抗力事由が発生した場合、インドネシア税関は、同国で実施されている全てのFTAにおける特恵関税の適用に関して、特別手続を設ける権限を有しています。この措置は通常、特定の行政命令（例えば関税局長官規則など）によって規定され、貿易の継続性を確保しつつ、法令遵守を維持するために実施されます。</p> <p>具体例：RCEP協定に基づく輸入関税率の賦課手続きに関する財務省規則（PMK）第209号/PMK.04/2022の第30条。</p>
11	<p>もし可能であれば、RCEP協定に関し原産性の事後確認に係る事例があれば共有頂きたいです。 また、インドネシアに加えて、中国及び韓国からの事後確認事例があればご教示ください。</p>	<p>本件の問い合わせについて、インドネシア、中国、韓国の税関が行う原産地証明の事後確認に対応する一般的な手続きと実績は、日本の発行当局が管轄しています。</p> <p>インドネシアについては、貿易省が指定発行当局として、関連先からの検証依頼への対応する責任を負っています。</p>
12	<p>原産地証明書の遡及発給のチェックを付ける基準について知りたいです。 例えば、インドネシアの場合は船積日から原産地証明書の発行日が3日以上空く場合においてはチェックを入れるものと認識しております。もしRCEP協定において、中国でも同様かご存じであればお教えいただきたい。</p>	<p>「遡及発行」は、関係するFTAの規定に依存します。RCEP協定に関しては、インドネシアでは、船積日以降に発行されたCOはすべて遡及発行（IRA）として取り扱うべきとの見解です。現時点では、この規定に関するインドネシアのRCEP原産地証明に対する事後確認要請や否認事例は発生しておらず、その運用に関して問題は報告されていない。</p>
13	<p>VESSEL'S NAMEに関して、最終的な船名がRCEPの原産地証明書に入力した船名と異なった場合、RCEPの原産地証明書の修正は不要という認識で問題ないでしょうか？</p>	<p>RCEP協定に基づき、RCEP原産地証明書の第4欄には「判明している場合」と注記されています。したがって、原産地証明書に記載された船名と実際の運送に使用された船名に相違があった場合でも、原産地証明書の訂正は必ずしも必須ではありません。</p>